

附 則

- 1 この省令は、平成三十年一月一日から施行する。
- 2 この省令による改正後の領事官の徴収する手数料の額を定める省令の規定は、この省令の施行の日以後に領事官の徴収する手数料に関する政令（昭和二十七年政令第七十四号）第一条第一項各号（第一号を除く。）に掲げる処分又は事務の処理の申請をする者に係る手数料について適用し、同日前にこれらの処分又は事務の処理の申請をした者に係る手数料については、なお従前の例による。

○外務省令第十四号

旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）第二十条第四項、旅券法施行令（平成元年政令第二百二十二号）第三条第一項及び旅券法施行令及び領事官の徴収する手数料に関する政令の一部を改正する政令（平成十一年政令第三百八十二号）附則第二条第四項の規定に基づき、国外における旅券手数料の額を定める省令及び領事官の徴収する手数料の額を定める省令の一部を改正する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年十二月二十五日

外務大臣臨時代理

国務大臣 菅 義偉

国外における旅券手数料の額を定める省令及び領事官の徴収する手数料の額を定める省令の一部を改正する省令の一部を改正する省令

（国外における旅券手数料の額を定める省令の一部改正）

第一条 国外における旅券手数料の額を定める省令（平成十八年外務省令第四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

備考 表中の「」の記載は注記である。

(別表)

[略]

大洋州

国又は地域	単位	旅券法(以下「法」という。)第20条第1項第1号の処分に係る手数料 (10年旅券)	法第20条第1項第2号の処分に係る手数料 (5年旅券)	処分の申請をする者が12歳未満であるとき	法第20条第1項第3号の処分に係る手数料 (記載事項変更旅券、限定旅券等)	法第20条第1項第4号の処分に係る手数料 (渡航先追加)	法第20条第1項第5号の処分に係る手数料 (査証欄増補)	法第20条第1項第6号の処分に係る手数料 (渡航書)
[略]								
ニュージーランド	ニュージーランド・ドル	211	145	79	79	21	33	33
パプアニューギニア	キナ	457	314	171	171	46	71	71

[略]

改正後

[略]

欧州・中央アジア

国又は地域	単位	旅券法(以下「法」という。)第20条第1項第1号の処分に係る手数料 (10年旅券)	法第20条第1項第2号の処分に係る手数料 (5年旅券)	処分の申請をする者が12歳未満であるとき	法第20条第1項第3号の処分に係る手数料 (記載事項変更旅券、限定旅券等)	法第20条第1項第4号の処分に係る手数料 (渡航先追加)	法第20条第1項第5号の処分に係る手数料 (査証欄増補)	法第20条第1項第6号の処分に係る手数料 (渡航書)
[略]								
カザフスタン	テンゲ	48,500	33,350	18,200	18,200	4,850	7,600	7,600
キプロス	ユーロ	131	90	49	49	13	20	20
ギリシャ	ユーロ	131	90	49	49	13	20	20

[略]

(別表)

[略]

大洋州

国又は地域	単位	旅券法(以下「法」という。)第20条第1項第1号の処分に係る手数料 (10年旅券)	法第20条第1項第2号の処分に係る手数料 (5年旅券)	処分の申請をする者が12歳未満であるとき	法第20条第1項第3号の処分に係る手数料 (記載事項変更旅券、限定旅券等)	法第20条第1項第4号の処分に係る手数料 (渡航先追加)	法第20条第1項第5号の処分に係る手数料 (査証欄増補)	法第20条第1項第6号の処分に係る手数料 (渡航書)
[略]								
ニュージーランド	ニュージーランド・ドル	211	145	79	79	21	33	33
[項を加える。]								
パプアニューギニア	キナ	457	314	171	171	46	71	71

[略]

改正前

[略]

欧州・中央アジア

国又は地域	単位	旅券法(以下「法」という。)第20条第1項第1号の処分に係る手数料 (10年旅券)	法第20条第1項第2号の処分に係る手数料 (5年旅券)	処分の申請をする者が12歳未満であるとき	法第20条第1項第3号の処分に係る手数料 (記載事項変更旅券、限定旅券等)	法第20条第1項第4号の処分に係る手数料 (渡航先追加)	法第20条第1項第5号の処分に係る手数料 (査証欄増補)	法第20条第1項第6号の処分に係る手数料 (渡航書)
[略]								
カザフスタン	テンゲ	48,500	33,350	18,200	18,200	4,850	7,600	7,600
[項を加える。]								
ギリシャ	ユーロ	131	90	49	49	13	20	20

[略]

第二條 領事官の徴収する手数料の額を定める省令の一部を改正する省令(平成十二年外務省令第三号)の一部を次のように改正する。
 次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

備考 表中の「」の記載は注記である。	国又は地域		[略]			[略]			[略]		
	種別	単位	ニュー ジーランド ドル	バヌアツ バツ	バブア ニューギ ニア キナ	カザフスタ ン テンゲ	キプロス ユーロ	ギリシャ ユーロ			
3	旅券法(昭和26年法律第267号)第5条第1項本文の一般旅券の発給 (旅券法施行令及び領事官の徴収する手数料に関する政令の一部を改正する政令(平成11年政令第382号)による改正前の領事官の徴収する手数料に関する政令(以下「改正前の政令」という。)第1条第6項の適用を受ける場合(10年旅券:永住目的等))		32	2,400	63	7,250	20	20			
		(改正前の政令第1条第7項の適用を受ける場合(10年旅券:JICA関連))	8	600	16	1,800	5	5			
4	旅券法第5条第1項ただし書の一般旅券の発給 (改正前の政令第1条第6項の適用を受ける場合(5年旅券:永住目的等))		21	1,600	42	4,850	13	13			
		(改正前の政令第1条第7項の適用を受ける場合(5年旅券:JICA関連))	5	400	11	1,200	3	3			

備考 表中の「」の記載は注記である。	国又は地域		[略]		[項を加える。]		[略]		[項を加える。]		[略]	
	種別	単位	ニュー ジーランド ドル	バブア ニューギ ニア キナ	カザフスタ ン テンゲ	キプロス ユーロ	ギリシャ ユーロ					
3	旅券法(昭和26年法律第267号)第5条第1項本文の一般旅券の発給 (旅券法施行令及び領事官の徴収する手数料に関する政令の一部を改正する政令(平成11年政令第382号)による改正前の領事官の徴収する手数料に関する政令(以下「改正前の政令」という。)第1条第6項の適用を受ける場合(10年旅券:永住目的等))		32	63	7,250		20					
		(改正前の政令第1条第7項の適用を受ける場合(10年旅券:JICA関連))	8	16	1,800		5					
4	旅券法第5条第1項ただし書の一般旅券の発給 (改正前の政令第1条第6項の適用を受ける場合(5年旅券:永住目的等))		21	42	4,850		13					
		(改正前の政令第1条第7項の適用を受ける場合(5年旅券:JICA関連))	5	11	1,200		3					

改正後

改正前

附 則

- 1 この省令は、平成三十年一月一日から施行する。
- 2 この省令第一条による改正後の国外における旅券手数料の額を定める省令の規定は、この省令の施行の日以後に旅券法施行令（平成元年政令第二百二十二号）第三条第一項各号に掲げる処分の申請をする者に係る手数料について適用し、同日前にこれらの処分の申請をした者に係る手数料については、なお従前の例による。
- 3 この省令第二条による改正後の領事官の徴収する手数料の額を定める省令の一部を改正する省令の規定は、この省令の施行の日以後に旅券法施行令及び領事官の徴収する手数料に関する政令の一部を改正する政令（平成十一年政令第三百八十二号）第一条の規定による改正前の旅券法施行令第三条第一項の適用を受けて外国にある者が国外において行う申請に係る手数料について適用し、同日前にその申請をした者に係る手数料については、なお従前の例による。

○農林水産省令第六十七号

統計法（平成十九年法律第五十三号）第十八条の規定に基づき、木材統計調査規則の一部を改正する省令を次のように定める。

農林水産大臣 齋藤 健

木材統計調査規則の一部を改正する省令

木材統計調査規則（平成十七年農林水産省令第二百二十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

	改 正 後	改 正 前
	(定義) 第三条 (略)	(定義) 第三条 (略)
	2 (略)	2 (略)
	3 この省令で「単板」とは、合板等に用いるために素材から機械によって製造された木材の薄板をいい、「合板」とは、単板（心板にあつては小角材を含む）三枚以上を主としてその繊維方向を互いにほぼ直角にして接着したものをいう。	3 この省令で「単板」とは、合板に用いるために素材から機械によって製造された木材の薄板をいい、「合板」とは、原則として単板を三枚以上繊維方向を直角にして接着剤で張り合わせたものをいう。
	4 この省令で「単板積層材」とは、単板を主としてその繊維方向を互いにほぼ平行にして積層接着したもの及び繊維方向が直交する単板を用いた場合にあつては、直交する単板の厚さの合計が製品の厚さの三十分の一未満であり、かつ、当該単板の枚数の構成比が三十分の一以下であるものをいう。	(新設)
	5 この省令で「集成材」とは、ひき板、小角材等をその繊維方向を互いにほぼ平行にして、厚さ、幅及び長さの方向に集成接着したものをいう。	(新設)
	6 この省令で「直交集成板」とは、ひき板又は小角材（これらをその繊維方向を互いにほぼ平行にして長さ方向に接合接着して調整したものを含む）をその繊維方向を互いにほぼ平行にして幅方向に並べ又は接着したものを、主としてその繊維方向を互いにほぼ直角にして積層接着し三層以上の構造を持たせたものをいう。	(新設)
	7 この省令で「ラミナ」とは、集成材及び直交集成板を構成する最小単位のひき板（ひき板をその繊維方向を互いにほぼ平行にして長さ方向に接合接着して調整したもの、小角材をその繊維方向を互いにほぼ平行にして幅方向に接着したものと及びそれをさらに長さ方向に接合接着したものを含む）をいう。	(新設)
	8 この省令で「製材工場等」とは、製材又は木材チップ、単板、合板、単板積層材、集成材若しくは直交集成板の生産を行う事業所をいう。	4 この省令で「製材工場等」とは、製材又は木材チップ、単板若しくは合板の生産を行う事業所をいう。
	第七条 基礎調査は、次に掲げる事項について行う。 （調査事項） 一 法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第十五項に規定する法人番号をいう。）	第七条 基礎調査は、次に掲げる事項について行う。 （調査事項） 一 製材工場等の名称、所在地及び代表者の氏名